

第二十三号議案

江戸川区保育認定子ども利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月十五日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区保育認定子どもの利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例

江戸川区保育認定子どもの利用者負担額を定める条例（平成二十七年三月江戸川区条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第五十六条第七項及び第八項」を「第五十六条第六項及び第七項」に改める。

付 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（説明）

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の改正に伴い、同法の規定に移動が生じるため、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。